

北部浄化センター放流水

平成27年度（2015）精密試験項目検査結果

不等号「 $<$ 」は未満を表す

分析機関：水質分析センター

基準値は水質汚濁防止法の排水基準。ただし、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、フェノール類含有量及び銅含有量は三重県条例の上乗せ基準。

各項目の検査回数は月1回。但しノルマルヘキサン抽出物質含有量の検査回数は月2回で、検査結果は平均値。

* 排水基準を定める省令の一部改正により平成27年6月から基準値、報告下限値を変更。(旧基準値0.1mg/L以下 新基準値0.03mg/L以下、旧報告下限値0.01mg/L 新報告下限値0.003mg/L)

平成27年度(2015)一般試験項目検査結果

不等号「 $<$ 」は未満を表す。

基準値は下水道法の水質基準。ただし、CODは水質汚濁防止法に基づく三重県条例の上乗せ基準で、()値は日間平均値。

分析機関：北部浄化センター